

臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの 支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

●対象となる世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(基準日において生活保護を受給している世帯を含む)

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様(非課税相当)の事情にあると認められる世帯

※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

- ●給付額 1世帯あたり10万円(□座振込により支給) ※1世帯1回限り
- ※再度支給されるものではないため、令和4年2月以降に給付を受けた世帯は対象外です。

●申請方法

①住民税非課税世帯:対象の世帯に向けて既に送付しております「確認書」の内容をご確認いただき、必要 書類を添付のうえ提出してください。

※「確認書」を紛失された世帯の方は福祉課までご連絡ください。

②家計急変世帯: 9月30日(金) まで(当日消印有効)

「申請書」、「簡易な収入(所得)見込額の申立書」および次の必要書類を添付のうえ提出してください。

○本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ○通帳等の写し

〇収入がわかる書類の写し (給与明細書、年金振込通知書等)

※各様式は町ホームページからダウンロードできます。なお、国の支給要綱の改正により必要書類が変更となる場合がありますので、申請される方は事前に福祉課に問合せ願います。

【詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がありましたら、福祉課に問合せ願います】

~本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください!!~

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



介護支援ボランティアをはじめませんか?

町内の登録介護施設などでボランティア活動(施設利用者の囲碁や将棋の相手、入浴後の整容、 職員の補助的な作業など)を行うと、ポイントが付き、たまったポイントを換金できる「余市 町介護支援ボランティアポイント事業」を行っています。

本年度の新規登録者研修会を次のとおり行います。

町内在住の65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方は除く)が対象となります。 興味のある方は、お気軽にお電話でお問い合わせください。

■日 時 6月24日(金) ①10:30~11:30

 $(2)13:30\sim14:30$

- ■場 所 福祉センター入舟分館(入舟町400)
- ■定 員 ①、②とも15名(先着順)
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、会場の人数制限があるため、定員になり次第締め切らせていただきます。
- ■持ち物 筆記用具
- ■申込期限 6月17日(金)
- ■その他 当日はマスク着用でご参加願います。登録希望者の方は当日、写真撮影を行います。